平成２５年（フ）第１１４２号
大阪府松原市高見の里２丁目20番地の36、前住所大阪府松原市高見の里６丁目20番２号
債務者　大橋　治夫
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１６１号
堺市中区深井清水町3563番地１　ポッセルコート深井102号
債務者　万字　了太
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２２０号
堺市北区北長尾町４丁３番22号103号
債務者　とし美容室こと　丸目小夜子（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２２７号
大阪府松原市上田１丁目２番21―802号、前住所大阪府松原市松ケ丘４丁目11番18―708号
債務者　白井　聡子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２３８号
堺市南区新檜尾台４―16―22―309、住民票上の住所堺市中区堀上町223番地１　セブンハイツ津久野105号
債務者　鷲谷ひとみ
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２４８号
大阪府藤井寺市小山８丁目19番21号
債務者　佐々木章乃
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
長崎県長崎市十人町17番３号　丸栄アパート201号
債務者　平　　豊子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０２号
東京都町田市鶴川５丁目４番地13の401
債務者　佐藤　至孝
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４号
東京都稲城市矢野口522番地の１シーズガーデン多摩矢野口305
債務者　清水　有紀（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１号
静岡県焼津市西小川１丁目６番地の７　第２村松住宅９
債務者　平野みゆき
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２０号
大阪府大東市北条５丁目９番26号
債務者　阪口　公子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８０号
大阪市西淀川区花川２丁目４番43―304号
債務者　鈴木　　彩
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６１４号
川崎市川崎区四谷上町１番23－202号　キャッスル四谷
債務者　齊木　美枝
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６３８号
岡山市南区片岡1219番地２、旧住所岡山市中区福90番地２　202
債務者　平松　正行
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３５１号
佐賀県佐賀市末広２丁目８番14号
破産者　カラダハウスのぞみ整体院こと　高柳　善孝
1　破産債権の届出期間　平成26年２月14日まで
2　一般調査期日　平成26年２月27日午後２時30分
平成26年１月22日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７０号
北海道枝幸郡浜頓別町智福１丁目24番地
破産者　宮脇産業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
2　一般調査期日　平成26年４月24日午後２時30分
平成26年１月23日　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７１号
北海道枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘２丁目４番地
破産者　宮脇　　孝
1　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
2　一般調査期日　平成26年４月24日午後２時30分
平成26年１月23日　　旭川地方裁判所民事部